

※個人番号（マイナンバー）が記載されている書面は提出しないでください。

「財産分与請求調停・審判」の手續

財産分与とは、夫婦が婚姻中に協力して取得した財産を、離婚する際又は離婚後に分けることをいいます。離婚後、財産分与について当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、離婚から2年以内に家庭裁判所に調停（審判）を申し立てることができます。

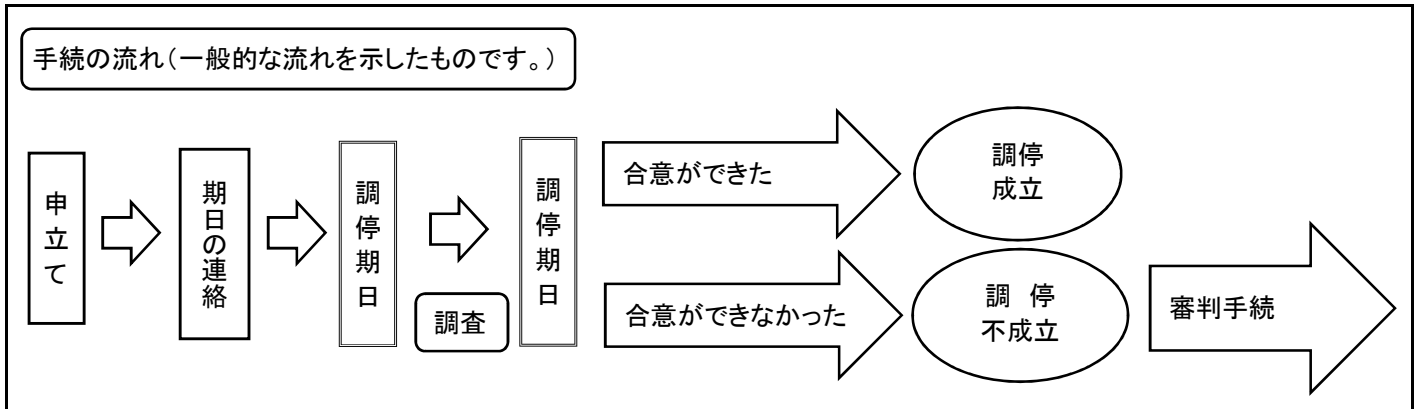
調停手續では、夫婦が協力して得た財産がどれくらいあるのか、財産の取得や維持に対する夫婦双方の貢献の度合いはどれくらいかなど一切の事情について、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手續が開始され、裁判官が、必要な審理を行った上、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

審判を申し立てた場合でも、調停手續が先行することがあります。

※ 離婚していない夫婦が財産分与を求める場合には、夫婦関係調整（離婚）調停の中で話し合うことができます。

申立てをする人	離婚した元夫又は元妻
申立てをする裁判所	●調停申立て：相手方の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所 ●審判申立て：夫又は妻の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所
申立てに必要な費用	□ 収入印紙1200円 □ 連絡用の郵便切手 ●調停申立て [84円×6枚, 50円×2枚, 10円×7枚, 2円×10枚] ●審判申立て [500円×4枚, 84円×10枚, 50円×4枚, 20円×4枚, 10円×10枚, 5円×2枚, 1円×5枚]
申立てに必要な書類	□ 申立書3通（裁判所用, 相手方用, 申立人の控え用） ※申立書には相手方に開示できない住所を記載しないでください。 □ 連絡先等の届出書1通 □ 進行等照会書1通 □ 離婚時の戸籍謄本（全部事項証明書）（離婚により夫婦の一方が除籍された記載のあるもの）1通 ※3か月以内に発行されたもの □ 夫婦の財産に関する資料（不動産登記事項証明書, 固定資産評価証明書, 預貯金通帳写し又は残高証明書等） 事案によっては、追加書類の提出をお願いすることがあります。  ★書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分は、マスキング（黒塗り）をしてください。マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステーブラ（ホッチキス等）でとめて、一体として提出してください。



注 家事事件手續（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。